

じゃおクラブ個人情報保護規程

目的

この規程により、じゃおクラブが保有する個人情報の適正な取扱いに必要な事項を定めます。

定義

この規程における用語の定義は次の通りです。

1. 運営委員等 じゃおクラブの運営委員と監事、及び地域じゃお役員、事務役等を言います。
2. 個人情報 生存する個人の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別することができ、じゃおクラブが保有するものを言います。
3. 本人等 じゃおクラブが保有する個人情報から識別される個人及びその代理人を言います。
4. 開示 じゃおクラブが保有する個人情報の閲覧及び写しの交付を言います。

じゃおクラブの責務

じゃおクラブでは、あらゆる活動・行事を通じて個人情報の保護に努めるものとします。

適正な収集

1. 個人情報はじゃおクラブの目的に必要な範囲で収集します。
2. 個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。
3. 法令の規定に基づくとき又は業務の執行上特に必要があると認めるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的な利益に重大な影響を与える個人情報を収集してはなりません。

収集の制限

個人情報を収集するときは、本人等から収集しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

1. 法令の規定に基づくとき。
2. 本人等の同意に基づくとき。
3. 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき。
4. 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
5. 本人等から収集することにより、活動・行事の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人等以外の者から収集することに相当な理由があると認めるとき。

本人等以外の者から個人情報を収集するときは、その事実を本人等に通知するよう努めるものとします。

利用の制限

収集した個人情報について下記の利用目的の範囲を越えて当該個人情報を利用してはなりません。

1. 問い合わせ等に対応するため。
2. サービス等の提供のため。
3. 会員名簿を作成し名簿に記載される会員に配布するため。
4. じゃおクラブが実施する総会等の会議のため。
5. メールマガジン等の配信、イベントの案内等のため。
6. 郵送物等の発送のため。

7. 新しい活動を企画・検討するための調査・分析等を行うため。
8. 個人を識別できない形で統計データを作成し、参考資料とするため。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。この場合、個人情報を利用したこと及びその目的を本人等に通知するよう努めるものとします。

1. 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
2. 本人等の同意に基づき利用し、又は提供するとき。
3. 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
4. 以上のほか、運営委員会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

適正な管理

個人情報の改ざん、紛失、き損及び漏えいその他の事故の防止及びその他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

また、収集の目的に必要な範囲内で、保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければなりません。

運営委員等の義務

運営委員等は、じゃおクラブの活動を通じて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。じゃおクラブ退会後もまた同様とします。

委託の取扱い

個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を外部に委託するときは、当該契約において個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずるべき措置を明らかにしなければなりません。

廃棄

収集の目的を達成し保有する必要がなくなった個人情報は確実、かつ速やかに消去又は廃棄しなければなりません。

開示請求

本人等から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、公的証明書等により本人等であることを確認の上、開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができます。

1. 法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているとき。
2. 開示することにより、じゃおクラブの活動が著しく阻害されるおそれのあるもの。
3. 開示請求の対象となった個人情報に、本人等以外の個人情報が含まれる場合で、分離し難いと認められるもの。

自己情報の訂正

じゃおクラブが保有する個人情報について、本人等から当該個人情報の訂正の請求があり当該事実が誤りがあると認めるときは、訂正に応じます。

問い合わせ

当該個人情報の開示、訂正の請求に対するじゃおクラブの決定及びじゃおクラブの個人情報の取扱いについて本人等から問い合わせがあったときは、運営委員会に諮り当該申立てについて決定を行います。

委任

この規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会が別に定めます。

附則 この規程は、2022年10月1日から施行します。